

令和7年度 事業計画

1. 基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取組を強化していく必要があります。宮崎県の人口は減少を続け高齢化率は既に33.9%に達しており、3人に1人が65歳以上の高齢者となっている中で雇用・就業に的確に対応するためには、その意欲と能力に応じて働く事ができる多様な雇用・就業の場を確保する必要があります。全国平均を上回る高齢化が進展している中で、その意欲と能力に応じて働くことができる多様な雇用・就業の場を確保し高齢者を社会の担い手として積極的に位置づけるとともに、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能、意欲などのシニアパワーを生かし、自治会などの地域活動、社会福祉に関する活動、次世代を担う子どもたちとの交流活動、自然・環境保護に関する活動など様々な社会活動において、現役として活躍してもらうことが必要です。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業を通じて高齢者に「居場所」と「出番」を作り、健康の維持にも寄与する事が本来の使命であり、存在意義でもあります。

こうした中、シルバー人材センターは、地域の高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る就業機会を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する公共性・公益性の高い団体として、その役割はますます大きくなっています。この様に高齢者が活躍できる機会を確保し、その能力が十分に生かせるようにすることが必要不可欠です。

70歳以降においても、働きたいと希望を持つ高齢者が増加していることを踏まえるならば、人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立ち、働く意欲のある高齢者の年齢にかかわらずチャンスが保障

され、自己の能力や経験を最大限に活かして「生涯現役」で活躍し続けられる雇用、就業環境を整えていくことが不可欠であります。高齢者の独り暮らし・生活困窮者又地域での過疎化もますます増してきているなかで、課題は山積している現状であり、こういった状況だからこそ一人ひとりがまちづくりに一つでも多く参加し、さらに高齢者でも参加できる機会を提供し活力と元気で社会的に活躍・貢献できる様プライドを持ち続けていくことが高齢者にとっては、元気の源であり大事なことでありと考へます。川南町シルバー人材センターとしても、請負事業、労働者派遣事業等を含めた多様な雇用、就業形態による就業機会の開拓等積極的に対応し生きがいと就労を含めた総合的な機能を持つことが強く求められています。

川南町シルバー人材センターは、平成24年4月1日に公益社団法人の認定を受けてから13年が経過した。この間、安全適正就業など今迄以上に厳格な運営が求められ、労働者派遣事業への対応等を県連合会と連携を図りながら平成27年度から本格的に対処してきたところである。

一方 世界中に新型コロナウイルスによる感染拡大の影響、燃料の高騰等もあり、景気判断については、業種間によりバラツキもあり回復基調には、まだ、ほど遠い状況であります。従って、本県にあっては、これまでの景気低迷等の影響、さらに受注高の減少、会員不足による受注減少等シルバー人材センターを取り巻く環境は、地方の人口減少が一層進行する中で、活性化が極めて切実な問題となっている。

一方、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、令和3年4月から70歳までの就業機会確保が企業の努力義務とされるなど会員拡大を目指すシルバー人材センターを取り巻く環境は一層深刻な度合いを増しています。この様な厳しい状況の中、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもとに、役職員、会員の連携と一致協力により、次の事業を積極的に展開するものとする。

2. 事業計画

(1) 多様な雇用、就業形態による就業機会の開拓及び会員の拡大

理事を先頭に、企業・家庭・公共団体等を対象に就業開拓を積極

的に実施し、今まで受注した仕事を請負の形だけでなく労働者派遣事業の形で仕事を提供してもらう等就業形態による開拓を積極的に行う。またシルバー人材センターが発行する広報誌を通じて、町民と不特定多数の方へ周知徹底を図るなど就業開拓に努めるとともに労働力不足職種に着目し需要がある職種への人材育成を積極的に図り、シルバー人材センターの存在価値を高め、積極的な事業展開を行うためには、会員の拡大は必要不可欠であります。

このことから、次の取り組みを強化し、まずは、新型コロナ前の水準に回復させることを喫緊の目標として取り組むこととします。

- ①町民・町内企業及び公共団体等へのチラシ配布、訪問を行う。
- ②役職員・会員の口コミによる会員拡大、就業の拡大を図る。
- ③福祉・家事援助サービス・育児・介護施設等から補助業務を受注し、有資格者の作業負担軽減により施設のサービス向上に寄与するとともに、補助業務に従事する会員の育成、新規入会者の加入を促進し新たな受注可能な職種への開拓を積極的に図る
- ④会員の能力を活かした新たな事業(就業先等)への推進。
- ⑤人手不足の地元企業等に向けたシルバー派遣等の事業推進。
- ⑥空き家管理・墓地管理等の事業推進を積極的に図る。
- ⑦過去の発注先への訪問。
- ⑧一会員、一就業先確保運動の実施。
- ⑨全国的な会員減少の主な要因に年金受給年齢の引き上げに伴う各事業所等での再雇用が進んでいる状況や定年延長等の社会情勢の変化があげられる。従って、当シルバー人材センターでも会員の減少傾向が続いており、シルバーの趣旨である臨時的・短期的な就業を望まず、収入増を求める人が増えている事が入会者の増えない要因と考えられる事から役職員・会員は町内の高齢者で該当高齢者の掘り起こしを図り、一人以上の入会者確保運動を積極的に行う。
- ⑩女性会員の更なる拡大に向けた活動を重点的に取り組む。
- ⑪フリーランス新法の趣旨を踏まえ、シルバー事業(請負・派遣)における契約方法の変更等

- ⑫ 80歳を超えても活躍できる就業環境等の整備
- ⑬ 多様な働き方の推進
- ⑭ シルバー人材センターの適正就業ガイドラインに沿った業務運営
- ⑮ 地域社会との信頼関係の確立
- ⑯ 安全就業の徹底
- ⑰ 人手不足企業等への派遣や協業の推進
- ⑱ 退会会員への抑制の取組み。
- ⑲ 魅力あるセンターづくり
- ⑳ 女性会員を拡大するための専門部会又は担当理事の配置。

(2) 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の意義・理念・組織について、地域班の協力を得て、町民各層に周知を行い、シルバー事業に対する理解と協力を得るために、ボランティア活動時など、機会あるごとに下記項目について、普及啓発活動を積極的に展開していく。又、シルバーの日等のイベント開催時に普及啓発活動「チラシ配布・会員募集の立て看板の掲示・昇り旗」を実施する等広報活動を積極的に展開する。

- ① 広報誌「シルバー川南」の発行、配布、昇り旗による啓発活動
- ② 事業所等訪問時のチラシ配布、就業等に関する相談。
- ③ 年間2回実施予定のボランティア活動時の普及啓発活動。
- ④ 地域班組織の活動の活性化・職群部会の増強等、地域社会との信頼関係の確立
- ⑤ 就業先へのPR活動の推進並びに受注等に関する相談
- ⑥ 会員募集等新聞折り込みチラシ、広報誌活用での推進。
- ⑦ ホームページ、カレンダー等を活用した広報活動の積極的な推進。
- ⑧ 連合会が主催する各種啓発活動の積極的な参加。
- ⑨ 独自事業の充実、販売の強化（門松販売・焚物用薪、ストーブ用薪の販売促進）を図り普及啓発事業として積極的に取組む。
- ⑩ 剪定後の木屑、草刈後の刈草処分について、(株)宮崎FCP、

(有)山下商事又、川南工業(株)へ搬入する事がスムーズに出来るよう関係企業との連携を強化しながら普及啓発活動も積極的に行う。

- ⑪天候に左右されないシルバー会員の就業の場、又は就業機会の確保等、高齢者等の雇用の安定に鑑み、県連合会と連携を図りながら労働者派遣事業をさらに強化し、事業拡大を確固たるものとして整備確立しながら普及啓発活動を積極的に行う。
- ⑫中期計画書(令和3年度~令和7年度)の数値目標に沿うよう普及啓発活動を積極的に進めながら会員数、契約金額の拡大等事業の展開を積極的に勧める。

(3) 安全・適正就業推進事業

シルバー事業は安全就業が基本であり「安全は全てに優先する」との基本理念のもと、会員が安心安全に就業先で活動ができるように、就業先での現場パトロール、安全適正就業について、職群班ごとの講習会を行う。

又、就業途上の事故を配慮するため、安全担当職員等による安全講習会の実施。健康面について、保健師等による健康づくり講習会の実施。県消費生活センターによる消費生活、くらし面における出前講座等、安全推進活動の充実を図る。

安全・適正就業基準に基づき、会員の健康と安全の確保が大事なことから、委員会を中心に安全就業推進活動の充実を図る。

- ①飲酒運転対策の厳格化に伴うアルコール検知器による点検。
- ②車両・作業機械・器具の点検と適正な使用管理の徹底。
- ③就業先への行き帰り時の交通手段(車・バイク・自転車・歩行)に伴う交通安全講習会の実施。
- ④職群部会ごとの安全作業及び技術の向上を目的とした講習会の実施。
- ⑤就業先の定期的な安全・適正就業パトロールの実施、改善指導の実施。
- ⑥就業先の作業内容の事前把握に努める。

(4) シルバー人材センター事業説明会

入会を希望する町内の該当高齢者を対象に、随時行なっている入会説明会と、町内の高齢者並びに会員を対象として就業相談会を積極的に行う。

- ①入会を希望する町内の高齢者を対象としたシルバー事業の定期的な説明会の開催。
- ②多種・多様化するシルバー事業内容について会員及び利用者への説明会の開催。
- ③各種講習会を捉え、入会希望者に事業の説明会を積極的に行う。

(5) 関係諸団体との連携強化

シルバー人材センターの事業運営の推進に際し、関係行政機関・関係諸団体との連携、協調を図りながら取り組んでいく。

- ① 関係行政機関及び関係諸団体との連携強化
- ② 宮崎県シルバー人材センター連合会との連携強化
- ③ 県内各シルバー人材センターとの連携強化、特に 近隣の児湯地区・西都市・国富町・綾町・日向市・延岡市の各シルバー人材センターとの連携強化を図る。

(6) 消費税における適格請求書等保存方式等への対応

令和5年10月から、いわゆるインボイス制度が導入されましたが、免税事業者である会員と取引関係にあるシルバー人材センターには、新たな税負担が発生する等、シルバー人材センターを取り巻く環境は厳しさを増しています。インボイス制度の経過措置や将来的な消費税率の引き上げにも配慮しつつ、県内各センターと連携を取りながら一体となって検討を進めて参ります。さらに、令和6年11月1日施行の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス新法)」にも適切に対応するため就業条件の明示と新たな契約方法の施行等について事業運営に支障をきたすことがないように適切な対応を発注者・会員・各センターと連携を密に図りながら取り組みを進めて参ります。